

重要事項説明書

1、当法人の概要

名 称	さい けん かい 医療法人社団 柴 健 会
代 表 者	理事長 小 谷 知 弘
所 在 地 ・ 電 話	〒 2 3 6 - 0 0 1 2 横浜市金沢区柴町 3 4 9 - 1 電話番号 0 4 5 - 7 8 1 - 7 8 8 9
事業所の名称・数	小谷クリニック 介護支援事業所のぞみ デイサービスつくしんぼ グループホームつくしの家 以上 4 事業所

《法人の沿革》

- 1988年 9月 金沢区柴町で、「地域に根ざした医療」をめざして「小谷クリニック」を開業
往診・訪問看護をはじめとした在宅医療に力を注いできた
- 1996年 6月 医療法人格を取得。医療法人社団柴健会を設立
- 2005年 10月 「デイサービスつくしんぼ」開設
- 2013年 4月 「グループホームつくしの家」開設

2、事業の目的

・医療法人社団柴健会が開設するデイサービスつくしんぼ（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において 排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

3、運営の方針

- ・事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ・事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ・事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

4、事業所の概要

事業所名	デイサービスつくしんぼ
所在地	神奈川県横浜市金沢区柴町367-5
事業者指定番号	神奈川県 1470801133 号
管理者・連絡先	平田 政美 045-783-9234
サービス提供地域	金沢区(朝比奈・六浦除く)

5、事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	管理業務	1名(常勤)
生活相談員	相談業務	3名(常勤)
介護職員	介護業務	5名以上 (常勤4名以上、非常勤1名以上)
看護職員	看護業務	2名以上(非常勤2名以上)
機能訓練指導員	機能訓練業務	2名以上(非常勤2名以上)

6、営業日・営業時間・サービス提供時間

①営業時間 ②サービス提供時間	休日
月曜日～土曜日の ①午前8:30～午後5:30 ②午前9:30～午後4:30	・日曜日 ・8月13日～15日 ・12月31日～1月3日

7、事業所の利用者の定員 15名

8、地域密着型通所介護等の内容及び提供方法

・地域密着型通所介護等の内容は、次の通りとする。

- | | |
|----------------|----------|
| ① 日常生活上の世話及び支援 | ② 食事の提供 |
| ③ 入浴 | ④ 機能訓練 |
| ⑤ レクリエーション | ⑥ 健康チェック |
| ⑦ 送迎 | ⑧ 相談 |
| ⑨ 家族指導 | |

9、地域密着型通所介護等の利用料その他の費用の額

・地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

・通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護等に要した交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、1kmあたり40円

・利用者の希望によるその他の費用

- ① 昼食代 750円(おやつ代を含む)

② おむつ代 20 円、パット代 10 円

③ 教養娯楽費 実費

④ 処置物品 実費

・前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

・利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

・法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

10、サービス利用にあたっての留意事項

・利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

① 入浴室及び機能訓練室等を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと

② 体調によっては入浴等を中止していただく場合があること

③ 利用をキャンセルする場合には、前日の午後5時30分までに連絡していただくこと

11、緊急時等における対応方法

・事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

・利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

・事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

12、非常災害対策・避難場所

・非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気消防等についての責任者を定め、消火、通報及び非難の訓練を年2回定期的に行う。

・送迎できない場合の避難場所は次のとおりですが、状況により場所が変わります。

① つくしんぼ（建物に倒壊の危険がなく大津波警報が発令されていない場合など）

横浜市金沢区柴町367-5 Tel 045-783-9234

② 並木第四小学校（建物に倒壊の危険がある場合）

横浜市金沢区並木3-10-1 Tel 045-701-3506

③ 金沢公会堂（建物に倒壊の危険がある場合）

横浜市金沢区泥亀2-9-1 Tel 045-788-7890 ・ 045-788-7891

④ 市民農園シーサイドファーム農協駐車場（大津波警報が発令された場合）

JA 横浜柴農園管理事務所 横浜市金沢区柴町464 Tel 045-785-6844

・災害時送迎できない場合（道路状況や車両破損等により）は、避難場所へご家族様のお迎えをお願いいたします。

13、虐待の防止

・事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

14、相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

医療法人社団 柴健会 利用者相談窓口	電話番号 FAX番号 相談員（責任者） 対応時間	045-783-9234 045-783-9234 平田 政美 午前8時30分～午後5時30分
--------------------------	-----------------------------------	--

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市健康福祉局 介護事業指導課	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	横浜市中区本町6-50-10 045-671-3466 045-550-3615 午前9時より午後5時まで
金沢区福祉保健 センター 高齢・障害支援課	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7868 045-786-8872 午前9時より午後5時まで
神奈川県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所在地 電話番号 対応時間	横浜市西区楠町27-1 045-329-3447 午前8時30分より午後5時15分まで

15、その他運営についての留意事項

- ・事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上
- ・従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- ・従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- ・事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- ・この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団柴健会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地： 横浜市金沢区柴町367-5

名 称： 医療法人社団柴健会 デイサービスつくしんぼ

理事長 小谷 知弘 ㊞

説明者： _____

サービス契約の締結にあたり、上記説明者より重要事項の説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

(利用者) 氏 名(代理人)： _____ ㊞

続柄()